

令和5年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和5年度の財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

令和4年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち42団体について、令和5年8月から令和6年2月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	23
出 資 団 体	12
指 定 管 理 者	7
合 計	42

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどの観点から実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した42団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、37団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の5団体においては、次のとおり是正又は改善を要する6件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

(2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：令和6年3月26日	知事部局からの通知（令和6年6月12日付）
教育委員会	公表：令和6年3月29日	教育委員会からの通知（令和6年6月14日付）
公安委員会		該当なし

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
総合政策部	肥薩おれんじ鉄道株式会社	1 経営健全化に取り組んでいるが、経常損益の赤字が継続している。 2 九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ資産について、不動産賃貸収入の徴収漏れがある。 （肥薩おれんじ鉄道株式会社出資金） （肥薩おれんじ鉄道中期経営計画策定支援事業補助金）	1 県の指導、監督の強化 (1) 当該法人による安定した鉄道運行を確保するため、県・沿線自治体のみならず、県市町村振興協会の基金の活用など、県全体で支援する経営支援策を講じており、同法人が行う車両、線路及び電路等の鉄道基盤設備の維持等に要する経費に対して支援を行っている。 また、四半期毎に業務報告等を受け、数値目標が達成されていない場合は、その原因等を追求・確

		<p>(肥薩おれんじ鉄道活性化・運行継続事業補助金) (肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業補助金) (肥薩おれんじ鉄道運行継続・経営改善支援事業補助金)</p>	<p>認し、改善に向けた対応策についての助言・指導を行っている。 (2) 当該法人に対し、未収金の解消に向け、引き続き助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 令和4年度を初年度とする5年間の中期経営計画を策定し、経費の圧縮、増収策などに取り組んでおり、令和5年度は、鉄道施設の維持管理コストを抑制するため、不用施設の撤去を実施した。 また、沿線の少子高齢化に伴う定期利用者の減少が見込まれることから、定期外利用の拡大を図るため、福岡圏域を中心に積極的な営業活動を実施するとともに、地域との連携強化に資する企画の強化などの増収策に取り組んだ。</p> <p>(2) 九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ資産の現地調査を平成29年度から令和5年度末にかけて実施し、不動産賃貸契約未締結資産の契約締結を進めるとともに、不動産賃付料の徴収に努めている。 引き続き、未契約案件の契約締結や未収金の解消に向け、担当職員を配置し取り組むこととしている。</p>
保健福祉部	社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会	<p>生活福祉資金貸付金について、未収金額が多額となっている。(未収金額4億2,295万余円)</p> <p>(社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会運営費補助金) (鹿児島県福祉サービス利用支援事業補助金) (鹿児島県福祉サービスに関する苦情解決事業補助金) (鹿児島県ボランティアセンター活動事業費補助金) (鹿児島県社会福祉センター管理運営費等助成事業補助金) (鹿児島県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金) (鹿児島県保育士修学資金貸付等事業費補助金) (鹿児島県すこやか長寿社会運動推進事業補助金) (生活福祉資金貸付補助金) (鹿児島県福祉施設経営指導事業費補助金) (鹿児島県地域福祉振興基金貸付金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 低所得世帯等への貸付という資金の性格も踏まえつつ、債権管理の強化に努めるよう、引き続き当該団体への指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 滞納世帯及び借受関係者への督促状等の送付や市町村社会福祉協議会・民生委員と連携した償還指導を実施するなど、引き続き債権管理の強化に努めることとした。 また、償還困難案件については、市町村社会福祉協議会を通じての状況調査や戸別訪問を実施し、償還免除案件に該当しないかを検討するなど、引き続き適切な処理に努めることとした。</p>
農	公益社団法人	外部債権者に対する旅費に	1 県の指導、監督の強化

政 部	鹿児島県糖業 振興協会	ついて、過払いがある。(1 件12,000円) (さとうきび品質取引対策 基金出資金)	<p>当該法人に対し、旅費の適切な執行を行うよう、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 職員監査の指摘を受け、直ちに旅費及び源泉徴収額の返金処理を行った。</p> <p>また、「経理処理・財産管理マニュアル」に基づき、旅費の適切な執行を行うよう複数人による確認の徹底を行うこととした。</p>
土 木 部	鹿児島県住宅 供給公社	<p>経営健全化計画に取り組んでいるが、依然として債務超過額が多額となっている。(債務超過額48億9,354万余円) (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 当該法人の分譲促進等の支援を継続し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売を行うこととしている。</p> <p>また、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p>
教 育 委 員 会	鹿児島県テニス協会	<p>競技力向上対策事業に係る補助金について、一部に適切でない事務手続きや書類の整備等が十分でないものがある。</p> <p>(1) 選手等への旅費の支払いが著しく遅延しているものや、支払いに際して職員の口座を使用しているものがある。</p> <p>(2) 補助金の受入、支出に係る帳簿や関係書類の整備等が不十分なものがある。</p> <p>(競技力向上対策事業費等補助金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 県から当該団体に支出している補助金に対して、帳簿等を確認し、速やかな支払いや複数職員でのチェック体制が行われているかなど、事業執行期間中に直接指導することとした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 旅費の支払いについて、再発防止のため、複数職員で毎月執行管理を行い、漏れや遅延がないか点検することとした。</p> <p>会計処理に係る通帳の使用については、公金の取扱いに際し、当該団体の代表者名義の口座のみを使用するよう改めた。</p> <p>(2) 会計処理に係る帳簿、通帳や領収書等の関係書類については、適正に整備されているか、複数職員で毎月点検することとした。</p> <p>併せて、当該団体の会則に係る会計細則を整備し、(1)(2)の内容を明記した。</p>